

議案第7号

木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

木津川市老人医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第121号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号）」について、令和6年分における所得税額の特別控除の影響を加味しない旨の一部改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市老人医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第121号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例の規定により、老人医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 対象者及び主として対象者の生計を維持する者について、前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前々年。以下同じ。）の所得税が課されていない者（所得税法の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を<u>含み</u>、 <u>租税特別措置法（昭和32年法律</u></p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例の規定により、老人医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 対象者及び主として対象者の生計を維持する者について、前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前々年。以下同じ。）の所得税が課されていない者（所得税法の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者を<u>含む</u>。）</p>

第26号) 第41条の3の3第1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く。)

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について				
担 当 課	国保年金課 医療係				
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>老人医療助成制度は、京都府の「老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号。以下、府要綱といふ。）」を基に実施しています。今般、府要綱について、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）により新設された令和6年分における所得税額の特別控除（令和6年定額減税）の影響を加味しない旨の改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものです。</p>				
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の施行により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条3の3第1項の追加（令和6年6月1日施行） 近隣代表市町村によるワーキンググループ会議を3回開催 担当部課長会議を開催（令和6年9月30日、11月21日） ワーキンググループ会議において京都府としての判断を決定（令和6年11月21日） 京都府から「老人医療助成事業費補助金交付要綱」改正案の通知（令和6年12月19日） 				
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり			
	政策分野	3 健康			
	施策	② 福祉医療 ア. 安心医療の推進			
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和7年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（　　年度） 国保年金課：令和7年度老人医療当初予算額 34,592千円 デジタル推進室：システム改修費 166千円				
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>本条例改正をすることで、老人医療助成制度の趣旨の範囲で認定できるため、対象者の混乱を避けることができる。</p> <p>また、令和6年所得税定額減税に伴う対象者の増加は見込まれないため、システム改修費以外の次年度予算額の変更はない。</p>				